

東京都小山児童学園

I 施設概要

所在地	東京都東久留米市野火止2-22-26
-----	--------------------

事業種別			定員
指定管理事業	第1種社会福祉事業	児童養護施設	64人

II 令和6年度の運営方針

児童が安全で安心して生活できる快適な環境を整え、大人や社会への信頼感の回復を図りつつ、心身ともに健全な成長を支援することにより、「自立と自律」というふたつの「じりつ」を育むことを目指した施設運営を行う。

そのために、以下1～5の取組に加え、重大事故を起こさない（重大事故をゼロにする）強い意識と具体的な取組、予算の計画的な執行管理等により、安定的な施設運営に努めていく。とりわけ、児童の権利擁護（虐待防止等）の徹底に向けては、過去の被措置児童虐待事案の「検証委員会」で示される報告書等を真摯に受け止め、施設全体で更なる取組みを進めていくとともに、職員一人ひとりが、児童の権利擁護の徹底を自分ごととして自覚（意識）した支援を展開する。

また、令和8年度から予定されている園舎改築を円滑に進めるために、児童の養育環境の整備、必要な入所調整を図るとともに、東京都の指定管理施設として、様々な課題や特別な支援を必要とする児童等の受入・支援等、東京の児童福祉のセーフティネットとしての役割を継続していく。

- 1 児童が権利の主体者としてその個性や自主性が尊重され、安心した暮らしができるよう、質の高い児童本位のサービスを提供する。
- 2 東京の児童福祉のセーフティネットを担うため、被虐待児童、情緒障害等の様々な症状や医療・心理的ケアを必要とする児童、行動上等の課題を抱える高齢児など、特別な支援が必要な児童の積極的な受け入れを進めていく。
- 3 高い専門性やスキルを備えた人材育成に取り組むとともに、職員が、何事にも肯定的に受け止め、困難な支援等にもチャレンジする姿勢・意識を推進していく。
- 4 近隣自治会と共催する各行事、地域関係機関やNPO法人等と児童との交流等とおして、地域との連携・協力関係の強化を図っていく。
- 5 礼節をわきまえつつも、明るく元気で風通しの良い環境のもと、全ての職種及び職員が一体となって、連携・協力する良好なチームワークの構築を図る。

Ⅲ 実施計画

令和6年3月1日現在、児童の34人（65.4％）が中高校生以上であり、全体で39人（75.0％）の児童が被虐待を主訴として入所している。

また、6人（11.5％）の児童が愛の手帳を所持している。さらに、18人（34.6％）が情緒行動上の課題を抱え、定期的に児童精神科を受診しているなど、医療的・心理的ケア、特別な支援を要する児童が多く在籍している。

令和6年度はこうした状況を踏まえ、保護者・家族、児童相談所や学校、医療機関等の関係機関と連携を図りながら、児童が抱えるさまざまな課題に向き合い、児童の自立と自律を育んでいける支援を行うため、以下の事項について重点的に取り組んでいく。

1 利用者・児童の権利擁護及び最善のサービスの提供

（１）アクションⅠ-① 権利擁護（虐待防止等）の徹底

児童の権利擁護（虐待防止等）の徹底に向け、不適切な支援の未然防止・早期発見、虐待を「許さない、起こさない、起こさせない」ために、虐待防止研修の機会に留まらず、園運営委員会や園内各委員会、養護会議など、重層的な取り組みを行っていく。また、「重大事故ゼロ運動」等の取組を職員が主体的に行い、安定した園運営に繋げていく。

ア スーパーバイザーや児童の権利擁護に資する弁護士等の活用

児童養護施設に関する豊富な知識と経験を持つスーパーバイザーの活用、児童の権利擁護に関する法的な知識・見識のある弁護士等の外部専門家からの助言・指導により、児童の支援技術及び園・寮運営の改善・向上を図っていく。

イ 虐待防止に向けた計画及び実施

児童の権利擁護の推進に向けた取組み（「支援のころえ」、職員倫理綱領、体罰防止規程の輪読及び周知徹底）、悉皆虐待防止研修、eラーニング研修による虐待防止の理解促進、事業団アンケートによる意見交換会の実施、過去の事業団・園における被措置児童虐待事例の情報共有による風化と再発防止等を着実に実施していく。

ウ 児童の権利擁護に関するセルフ&アナザーチェックの実施

苦情解決・リスクマネジメント委員会を中心に、全国児童養護施設協議会の人権擁護チェックリストに基づいた、園としての権利擁護の徹底に向けたセルフ&アナザーチェックを実施するとともに、その結果の検証及び具体的な改善策の検討・実施を行う。

エ 重大事故ゼロ運動の実施

職員個人及びチームとして、主体的に重大事故防止に取り組んでいくよう、権利擁護・事故防止に向けた個人目標に加え、チーム（寮）目標を毎月設定する。チーム（寮）目標は、支援のころえのチーム（寮）目標として、連絡会時に輪読することにより、園全体で重大事故防止、権利擁護の推進に向けた取り組みを進める。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
子どもの権利擁護・苦情解決・リスクマネジメント委員会	年 10 回	不適切な支援や利用者虐待の防止等に向けた取組
権利擁護・虐待防止に関する研修受講率	100% (全職員実施)	園で実施する権利擁護や虐待防止に関する研修に加えて、事業団共通の虐待防止研修（e-ラーニング）も実施

（２）アクションⅠ-② 利用者・児童等からの要望や苦情への適切な対応

ア 福祉サービス第三者評価の活用

令和５年度の実施では、事業所の求める人材像を踏まえた職員の育成に取り組んでいること、子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化していること、子どもが楽しく安心して食事ができるようにしていることの３点が、特に力を入れている事項として評価を受けた。

一方、改善が望まれる事項として指摘を受けた点については、改善計画を策定し改善に向けた取組を行うとともに、過去の改善事項を含め今後の施設運営に的確に反映させていく。

また、令和６年度においても福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの向上に努め、評価項目における標準項目の達成率１００％を目指す。

（ア）令和５年度評価結果における「特に良いと思う点」

- a 支援体制を充実させ、情緒や行動に課題を抱える子どもを積極的に受け入れることで、公的な責任を果たすことに努めている
- b 「子どもが一番」という姿勢のもと、職員は養育スキルの向上に取り組んでおり、子どもたちの生活は充実している
- c 各寮から２名の代表で構成されてる児童自治会を設置し、自分たちで映画会を企画するなど、子どもの意思を尊重した実践を重ねている

（イ）令和５年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

- a 職員全体で、支援の質を維持しながら職員の負担軽減につながる実効性のある対策を検討していくことが期待される
- b 子どもの権利擁護の推進及び最善のサービス提供の実現のために、さらに意識を高めていくことに期待したい
- c 室内環境づくりの一環として整理・整頓に取り組む、整えられた環境の中で

快適さを体感できるようになることに期待したい

(ウ)「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画

- a ライフワークバランスの推進に向け、支援（人員）体制や勤務形態、各種委員会や会議等の構成・開催回数、業務分担の見直しなどにより、柔軟且つ効果的な園運営体制の構築を図る。
- b 児童の権利擁護の推進に向け、不適切な支援の未然防止・早期発見、虐待を「許さない、起こさない、起こさせない」ために、虐待防止研修等の機会に留まらず、園運営委員会や園内各委員会、養護会議など、重層的な取組みを行う。
- c 清潔で快適な室内環境づくりに向け、日々の寮内の共用部分及び児童居室等の清掃、物品等の整理・整頓を確実に行うとともに、必要に応じて、シルバー人材センターを活用した寮内の共有部分の清掃を行う。

事 項	（評価項目における標準項目の達成率）
第三者評価による改善	100%

イ 苦情解決制度の充実

第三者委員（通称：児童相談員）による児童相談を定期的（毎月）に行う。児童相談員は、速やかな解決を図る。また、必要に応じて、児童相談員の助言を得て、更なるサービスの向上に努める。なお、相談員が児童と一緒に夕食を摂るなど、児童が相談しやすい雰囲気作りを進める。

第三者委員	相談実施回数
3人（弁護士、民生児童委員、前主任児童委員）	年12回

ウ 利用者満足度調査の実施

利用者満足度調査を行い、児童が思っていることや考えていること等を知るとともに、サービス向上に繋げていく。

実施内容	実施時期
前年度の課題を精査した上で、児童個別のアンケートを実施(聞き取り又は記述)し、児童のより良い生活や園運営に反映させる。	12月

(3) アクションⅠ-③ リスク管理の推進

ア 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

例月の東京都小山児童学園個人情報保護方針の輪読、事業団共通の研修（e-ラーニング）や通知の活用のほか、リスクマネジメント委員会での注意喚起及び意識啓発を図る。

また、利用者・職員等の個人情報の収集や利用・管理など、個人情報の取扱い

については、東京都小山児童学園個人情報保護方針、事業団個人情報保護規程及び事業団情報セキュリティ対策基準に基づき適切に対応する。

イ リスクマネジメントの徹底

リスクマネジメント委員会を年10回開催し、様々な場面に潜在する様々なリスクと対応策を職員間で共有するように努める。また、「小山児童学園ヒヤリハット・事故評価基準（指針）」を活用し、ヒヤリハット記録を適切に残すとともに、再発防止や支援の改善等に繋げていく。

さらに、家具の転倒防止対策のチェックリストの活用、児童の安全確保を目的として設置した見守りカメラの活用、定期的（毎月）に園内安全点検を実施するなど、事故の未然防止・被害の最小化を図る。

法人購買システムの活用とネットバンキングの利用を継続する。また、可能な限り、寮職員が現金を使用する機会を低減できるよう検討を進めていく。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
事故予防	適宜	インシデントレポートシステムの運用
地震対策	年2回	転倒防止対策チェックリストの活用
リスクマネジメント委員会	年10回	学園全体での共有及び周知
ハイリスクケースの入所前アセスメント	適宜	ハイリスクケースについては事前にリスクの把握と対応策の確認 児童相談所・学校・病院・子ども家庭支援センター・福祉事務所等関係機関及び保護者

ウ 感染症対策の徹底

新型コロナウイルス、インフルエンザやノロウイルス等の感染症や食中毒の発生を防止するため、予防策を徹底するとともに、マニュアル等に基づき迅速かつ適切に対応できる体制を整備し、感染拡大の防止に努める。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
感染症等予防	適宜	園費用負担による職員へのインフルエンザ予防接種の実施、看護師による手洗い、うがい、消毒・除菌等の感染症予防に対する指導の徹底

(4) アクションⅠ-④ 利用者・児童の人生の選択肢を広げる支援

ア 家族再統合及び自立に向けた取組強化

家族関係に配慮を要する児童を除き、家族再統合を基本に児童相談所及び関係機関との緊密な連携のもと、家族が持つ課題に向き合いながらF S Wと寮職員が連携して保護者や親族との交流を進め、親子関係再構築支援を図る。

児童の人生の選択肢を広げる支援として、進学を目的とした学習環境の整備、通塾による学力向上の推奨等を図り、希望する進路が実現できるよう支援する。また、進学や自立（就労）、施設から退所が見込まれる高校生児童等へは、進路面談（奨学金制度等のオリエンテーションも含め）や計画的な自活訓練の活用を行い、円滑な進路選択や自立支援等に繋げていく。

* 家族再統合

	計 画
親子宿泊	延 10泊
	対象児童 2人
保護者との面会、外出	延 90回
	対象児童 22人
保護者との外泊	延 50泊
	対象児童 7人

* 自立に向けた支援

学習会など実施回数	延 120回
	学習ボランティア5人×2回×12月
学習塾通塾児童数	6人
	対象児童：45人 (小学校5年生以上)
自活訓練等実施回数	1人あたり7日 延 49日
	対象児童：7人 (高校3年生)

* 児童の進路決定率

	計 画
進路決定率 (進路先内訳)	100% (高校3年生の児童数7人) (進路先内訳：大学、専門学校、就職)

イ アフターケアの充実

自立支援コーディネーターと寮職員の連携により、自立に向けた取組を充実させるとともに、必要に応じて関係機関の協力を得ながら、退所後の計画的なアフターケアを行う。

また、毎月の運営委員会で各寮退園生の状況を園全体で共有し必要な支援を行う。

* 退所児童のアフターケア

(対象児童：自立児童退所後10年、家庭復帰児童退所後5年)

	計 画
実施人数	93人 ／対象児童112人
対象児童のうち、親等の連絡拒否、児童の行方不明等により実施が困難な児童数及び状況の見守りが必要な児童数	19人

(5) アクションⅠ-⑤ 社会需要を見通した施設の改築・改修

東京都・事業団事務局・園・設計会社による改築に係る基本設計の検討・協議、住民説明会の実施等を着実に進めていく。改築に係る検討・協議においては、東京都や事業団事務局と情報共有をしながら、学園に求められる役割や支援の形を改築の基本設計に確実に反映させていく。

現在の園舎は、老朽化により、屋内外の様々な設備・備品に劣化が見られる。そのため、児童の生活に支障をきたす恐れがあるものについては、都度適切な修繕や更新を行い、安心・安全な生活環境を維持する。

2 支援技術の蓄積及びそれを活かした高度なケアの提供

(1) アクションⅡ-①高い専門性を発揮できる職員の育成(アクションⅠ⑦の再掲)

アクションⅡ-④質の高い人材確保・定着(アクションⅠ⑥の再掲)

ア 質の高い人材確保・定着対策の充実

事業団事務局で実施する人材確保の取組に職員を積極的に参加させるとともに、施設見学やインターンシップを実施し、人材確保に繋げていく。

また、養成学校への講義に出向くことや園内での講義を開催することで、質の高い人材の早期確保を図る。

さらに、離職防止の観点から、ライフワークバランスの推進、風通しの良い職場づくりなどの職場環境の整備を図っていく。

イ OJT推進体制の強化

日常の職務をとおして、着実な知識の習得と支援技術の向上が図られるよう、チューター制度等を活用しながら、着実な人材育成に努めるとともに、職場での良好なチームワークの構築を図る。

また、職員全体の能力向上のために、園内研修や各種委員会、毎日の連絡会の場などを積極的に活用し、情報の発信、問題意識の共有を図っていく。

ウ 計画的・効果的な研修の実施

園全体での基礎研修、各グループにおける専門性向上研修、OJT研修、意識改革研修、視野拡大研修を組み合わせ、知識の習得、支援技術の向上、共有化を図ることで専門性の向上に努める。（全ての研修において、非常勤職員も対象とする。）

研修内容	対象者	実施時期
新転入職員基礎研修	新転入職員	通年
事例検討会	支援グループ全職員	年1回
支援技術の向上研修	支援グループ全職員	6月、11月
実務発表（研修フィードバック）	支援グループ全職員	2月
権利擁護、マルトリートメント（不適切な養育）防止研修	支援グループ全職員	通年
他施設・関係機関への派遣研修	全職員	通年
施設見学、他機関の理解	全職員	通年
園外専門研修	全職員	通年

エ 外部専門家、外部医師等との連携

外部研修、医師の巡回相談、外部講師、職員OBのスーパーバイズを積極的に活用し、職員チームとしてのレベルアップ、職員個々のスキルアップを図り、園全体の資質向上に努める。

（２） アクションⅡ－② 東京の福祉の増進に寄与する先駆的取組の推進

ア 特別な支援が必要な児童の受入れ

令和8年度から予定されている園舎改築を見据えつつ、被虐待児童、情緒障害等の様々な症状や医療・心理的ケアを必要とする児童、行動上等の課題を抱える高齢児等、特別な支援が必要な児童の受け入れを進めていく。

特に、児童相談所との連携の下、様々な背景を持った中高生児童の支援を積極的に行っていく。

〈参 考 令和6年3月1日現在〉

中学生・高校生の人数（割合）	全51人中34人（66.7％）
定期的に通院する児童の人数（割合）	全51人中23人（45.1％）

〈参 考 令和5年6月1日現在〉

服薬管理が必要な児童の人数（割合）	全50人中13人（26.0％）
-------------------	-----------------

イ 専門的な支援の充実

児童相談所、学校、病院等の関係機関との緊密な連携を図りながら、職員一人ひとりが主体的に関わり、ケースマネジメント能力の向上に努める。

- （ア） 施設心理職による個別面接を計画的に実施するとともに、カウンセリングや行動療法を用いた心理療法の積極的活用を図る。
- （イ） 外部研修の積極的な活用、児童精神科医師による巡回相談、外部講師・職員OBによるスーパーバイズを積極的に活用し、支援の向上を図る。
- （ウ） ココカラ委員会で検討した性教育プログラムを実施し、自分の心と体に対する理解を深めるとともに、他者との適切な距離感を理解させること等を通して、適切な対人関係の実現を支援する。
- （エ） 自立支援コーディネーターを中心に、寮と連携を取りながら、学校教育をきちんと受けることや家庭学習の習慣を身に付けることについての働きかけを行う。また、外部の教育機関（学習塾への通塾等）も積極的に進め、児童一人ひとりが希望する進路決定ができるよう支援する。

＊ 心理職員による児童へのケア

（ ）は心理的ケアを必要とする児童の割合（令和6年3月1日現在）

個別面接	延 430人 （全51人中35人、68.6％）	心理面接、生活場面面接、 コンサルテーション等
------	----------------------------	----------------------------

ウ 家庭的な寮運営

（ア）家庭的な環境での養育

児童一人ひとりが大切にされていることを実感でき、生活において他人を思いやる気持ちを育みながら、情緒の安定した落ち着いた生活を送ることのできる、温かい家庭的な雰囲気の家運営を目指す。

〈参 考 令和6年3月1日現在〉

入所児童に占める個室利用児童 の人数（割合）	全51人中25人（49.0％）
---------------------------	-----------------

職員と子どもとの個別の時間を大切にしながら、季節ごとの家庭的行事や寮外出・宿泊行事等の機会をとおして、様々な生活体験を増やしていく。

また、グループホームを引き続き運営し、地域の中で家庭的養護を推進していく。

名 称	定 員	備 考
みずき	6人	国型

(イ) 自主調理・出張調理等の充実

子どもたちが食事や調理への興味関心を深めることが出来るよう、家庭的な雰囲気を意識した食事提供を行う。

また、食育メニューを通じて、自立生活に必要な食事に関する知識やマナー、調理技術の提供を行っていく。

自主調理	年30回	各寮4回×6寮＋高齢児寮6回
出張調理	年23回	各寮3回×6寮＋高齢児寮3回＋GH2回
食育メニュー	年6回	2か月に1回

(3) アクションⅡ－③ 先進的取組等により蓄積してきた支援技術を他団体へ普及
ア 専門的な支援技術等の普及啓発

次世代を担う人材を育てていくために、実習生や見学の受入れを行い、保育・教育・社会福祉関係従事者養成学校との関係を築いていく。

令和6年度は、以下のとおり施設実習及び相談援助実習の受入れを行う。

事 項	実人数／延人数	内 訳
保育士実習の受入れ	33人／396人	大学14校 専門学校5校
社会福祉士実習の受入れ	3人／70人	大学2校
施設見学の受入れ	100人／100人	教育機関、公的機関等

イ その他施策の実施

園内の性教育の取組みを継続するとともに、他施設等の情報も参考にしながらその内容と実践の更なる充実を図る。

近隣の民間児童養護施設との情報交換や連携を図り、児童相談所をはじめとした他機関との相互理解を深めるための取組を推進していく。

また、事業団他施設との体験研修を積極的に行い、サービスや支援の相互理解に向けた取組を進める。

3 施設機能を活用した地域等との連携

(1) アクションⅢ-② 地域における子育て家庭等を支援

地域貢献の一環として施設の専門職・専門機能や、児童に対する支援のノウハウを活用し、児童相談所と連携を図りながら、養育家庭（里親）予定者の施設養育体験の受入等を行う。

(2) アクションⅢ-③ 地域が求める役割を担い、地域と協働（コミュニティづくりや災害対応等）

ア 地域における公益的な取組

地域の高齢者や子育て世帯の福祉ニーズである「健康で快適な地域生活の継続」の実現に必要な情報提供と意識向上を目的に、施設看護師や施設栄養士、施設心理職等による啓発リーフレットを作成し、自治会回覧板を通して情報提供を図る。

事 項	対 象	内 容
施設看護師・栄養士による啓発リーフレット作成	地域住民 約50世帯	年間1回程度発行 健康維持や栄養に関する情報提供

イ 多様な主体との連携

施設行事やクラブ活動など、ボランティアやNPO法人との連携が可能な領域を明確化し、利用者の社会参加や利用者サービスの向上のために、積極的に協働していく。

また、協働に際しては、ボランティアとの懇談会を設定し、職員とボランティアの連携に努める。

事 項	延人数	内 容
学習指導	26人	個別学習5人×2回×12月=120人 書道（年1回）・サッカーボランティア（年15回）=16回
遊び （3領域）	216人	中央大学サークル「青い鳥」（80人） 学生団体「SWITCH」（80人） NPO法人「はぐくみ」（56人）
環境整備	8人	樹木の剪定、草むしり(企業ボランティア)
環境教育	2人	川清掃、川あそび（地域環境保全団体）
ホームステイ	10人	家族との交流が希薄な児童を対象とした長野県飯田市でのホームステイ(任意団体)

ウ 地域との連携・協力関係の強化

これまで築いてきた地域との良好な関係を維持し、行事や防災訓練・施設開放を通して開かれた施設運営に努める。

園長が、児童が通う中学校のPTA会長、近隣の小・中学校、高校の学校評議員を担い、地域の情報収集及び必要な情報の発信を行う。

また、地域諸団体と協力してコミュニティの活性化を図り、地域に開かれた施設づくりを進めていく。

内 容	対象者・実施回数・参加者数等
地域自治会等との懇談会の開催	「みどり自治会」及び施設利用団体代表者 年1回 5人
小・中学校との連絡会の開催	小・中学校教職員等 各年1回 20人
高齢者グランドゴルフグループへの会場提供	「野火止会」 延べ350人 10人×年35回
総合防災訓練の共催	「みどり自治会」 年1回 20人程度
盆踊り大会の共催	「みどり自治会」等 年1回 100人程度
餅つき体験会の共催	「みどり自治会」等 年1回 90人程度

エ 災害・防犯対策の取組強化

大規模な災害が発生した場合においても、児童や職員の生命・安全を確保し、施設機能を維持していくため、事業継続計画（BCP）及び対応マニュアルに基づく訓練や食料・備品等の備蓄を確実に行う。

また、事業団全体で実施する合同防災訓練等に積極的に参加し、事業団事務局及び施設間の連携強化を図るとともに、総合防災訓練により地域住民や地元消防署との緊密な連携体制を構築する。

外部からの不審者の侵入等に対する防犯対策については、110番通報や夜間における警備会社への通報の徹底を図るとともに、園内他寮職員との連携及び地域住民との情報共有を行う。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
防災訓練（例月） 及び総合防災訓練	年11回	東久留米消防署【避難及び消火訓練】
	年1回	みどり自治会（地域自治会）、東久留米消防署【総合防災訓練】

4 運営体制の強化及び経営の透明性確保

(1) アクションⅣ-② 自律的な経営実現のための自主財源の確保

児童のより良い生活を支えるため、計画的な予算執行に努めるとともに、日常生活における無駄の排除や光熱水費の節約にも一層配慮する。

(2) アクションⅣ-③ ICTや次世代介護機器を活用した働きやすい職場環境の整備

職員の負担軽減を図り働き続けられる職場環境づくりの一環として、事業団が推進するICTを活用した業務の効率化を踏まえ、本園においても、事業団ICT推進委員会が推進するICT環境の整備・統一化に取り組み、情報セキュリティの向上を図る。

キャッシュレスの取組に関しては、オンラインによる法人購買システムの運用を継続するとともに、インターネットバンキングを活用した児童の教育関係費用の支払事務を行う。

また、事業団文書管理システムへの円滑な移行を行い、ペーパーレス・はんこレスなど、業務の効率化やコスト削減に向けた「5つのレス」への取組を進める。

(3) アクションⅣ-④ 魅力とやりがいにあふれる職場環境の実現

ライフワークバランスの推進のもと、明るく元気で風通しの良い職場づくりと良好なチームワークの構築を図る。そのためには、職員間で日常的な挨拶や声かけを励行するとともに、ストレスチェックやマインドフルネス（アンガーマネジメント）講習会の実施、職員からのメンタルヘルス相談窓口の周知など、職員が心身ともに健康で働き続けることのできる職場環境の整備に努める。

また、職員アンケート等の機会をとおして、業務改善意識の浸透を図るとともに、業務改善提案の活用やその取組が継続できる職場環境づくりを進める。

(4) アクションⅣ-⑤ コンプライアンスの推進

例月の東京都小山児童学園個人情報保護方針の輪読、事業団共通の研修（e-ラーニング）や通知の活用、連絡会や委員会で注意喚起を行うほか、リスクマネジメント委員会で類似の案件がないかの点検を行い、各職員の意識啓発を図る。

また、利用者・職員等の個人情報の収集や利用、管理等個人情報の取扱いについては東京都小山児童学園個人情報取扱事務要領及び事業団策定の電子個人情報の管理に関する取扱要領に基づき適切に対応する。

コンプライアンス研修を通じて、職員の倫理観の醸成に引き続き取り組み、職員一人ひとりのコンプライアンスの強化・向上を図る。

コンプライアンス研修受講率	100%
---------------	------